

# 重要事項説明書

株式会社 AMBER MAST

訪問看護ステーション あかりば



(介護予防)訪問看護重要事項説明書

1 訪問看護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社 AMBER MAST
代表者名	代表取締役 福西 裕史
所在地・連絡先	(住所) 松山市衣山五丁目 815 番地 2 (電話) 089-932-0401

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーション あかりば
所在地・連絡先	(住所) 松山市朝生田町 4 丁目 10-30 (電話) 089-932-0401 (FAX) 089-932-0402
事業所番号	3860192743 号
管理者の氏名	福西 裕史

(2) 事業所の職員体制

職員の職種		人数	区分	
管理者		1 人	常勤 (人)	非常勤 (人)
訪問看護員	保健師	0	0	0
	看護師	26 人以上	26 人以上	0
	准看護師	0	0	0
	理学療法士	16 人以上	16 人以上	0
	作業療法士	8 人以上	8 人以上	0
	言語聴覚士	3 人以上	2 人以上	1 人以上
事務職員等		1 人以上	1 人以上	0

職務内容は、次のとおりとします。

- 管理者は、事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
- 看護職員（准看護師を除く）は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書に基づき、サービスの提供に当たります。
- 理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）  
理学療法士等は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書に基づき、サービスの提供に当たります。

(3) 職員の勤務形態

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯 (8:30~17:30)	土・日・祝日 12/29~1/3
保健師		
看護師	正規の勤務時間帯 (8:30~17:30)	土・日・祝日 12/29~1/3
准看護師	正規の勤務時間帯 (8:30~17:30)	土・日・祝日 12/29~1/3
理学療法士	正規の勤務時間帯 (9:00~18:00)	土・日・祝日 12/29~1/3
作業療法士	正規の勤務時間帯 (9:00~18:00)	土・日・祝日 12/29~1/3
言語聴覚士	正規の勤務時間帯 (9:00~18:00)	土・日・祝日 12/29~1/3
事務職員等	正規の勤務時間帯 (9:00~18:00)	土・日・祝日 12/29~1/3

(4) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	松山市・伊予郡松前町・伊予市・東温市・伊予郡砥部町 ただし、島嶼部・中山間地域は除く。
------------	--

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(5) 営業日

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8:30~17:30
営業しない日	土曜日・日曜日・祝日・12月29日~1月3日

※営業日外、営業時間外での利用をご希望される場合は相談下さい。

※緊急対応を希望されている利用者様については24時間365日対応とします。

(6) 緊急時対応（休日・時間外含む）

24時間対応体制を希望できます。連絡方法 TEL 089-932-0401 担当 福西 裕史  
金額については【料金表】の「サービスの加算料金の緊急時（介護予防）訪問看護加算」に記載しています。

ご依頼頂く場合は同意としてご記名ください。

依頼します。 令和 年 月 日 氏名 ㊞

### 3 サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。また、必要に応じて理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問し、リハビリ治療を行います。

- 療養上のお世話（身体の清拭、洗髪、入浴介助、食事や排泄などの介助・指導）
- 医師の指示による医療行為（主治医の指示に基づく医療処置）
- 医療機器の管理（在宅酸素、人工呼吸器などの管理）
- 床ずれ予防・処置（床ずれ防止の工夫や指導、床ずれの手当て）
- ターミナルケア（がん末期や終末期などでも、自宅で過ごせるよう適切なお手伝い）
- 在宅でのリハビリテーション（拘縮予防や機能の回復、嚥下機能訓練等）
- 認知症ケア（事故防止など、認知症介護の相談・工夫をアドバイス）
- ご家族等への介護支援・相談（介護方法の指導ほか、さまざまな相談対応）
- 介護予防（低栄養や運動機能低下を防ぐアドバイス）

### 4 費用

#### (1) 介護保険給付対象サービス

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める告示上の額とし、サービスが法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担割合に応じた額とし、詳細は料金表のとおりとします。

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割～3割が利用者の負担額となります。ご利用者様の利用者負担額については、料金表のとおりです。

【料金表】

(1) 介護保険利用料金

要介護の方

サービス提供内容		料金
看護師の訪問	20分未満	3,140円
	30分未満	4,710円
	30分以上1時間未満	8,230円
	1時間以上1時間30分未満	11,280円
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士の訪問	20分/回	2,940円
	40分/回	5,880円
	60分/回	7,950円

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

※リハビリの利用は120分（6回）/週までの利用となります。

※准看護師による訪問の場合は上記金額の90%となります。

※訪問看護事業所の建物と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物、若しくは当該事業所と同一建物に居住する利用者に対し、サービスを提供する場合、建物に居住する人数にかかわらず上記金額の90%となります。

※1カ月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する場合に上記金額の90%となります。

※リハビリを1日2回を超えて（3回以上）行う場合には1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数となります。

※前年度の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超える場合は介護（予防）訪問看護費から1回つき8単位減算となります。

※感染症や災害時に継続的にサービス提供できる体制を構築する観点から、全介護サービスを対象に業務継続計画が未策定の場合、所定の単位数の-1/100単位減算となります。

※利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合、所定単位数の-1/100単位減算となります。

要支援の方

サービス提供内容		料金
看護師の訪問	20分未満	3,030円
	30分未満	4,510円
	30分以上1時間未満	7,940円
	1時間以上1時間30分未満	10,900円
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士の訪問	20分/回	2,840円
	40分/回	5,680円
	60分/回	4,260円

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

※リハビリの利用は120分（6回）／週までの利用となります。

※准看護師による訪問の場合は上記金額の90%となります。

※訪問看護事業所の建物と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物、若しくは当該事業所と同一建物に居住する利用者に対し、サービスを提供する場合、建物に居住する人数にかかわらず上記金額の90%となります。

※1カ月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する場合に上記金額の90%となります。

※リハビリを提供する介護予防訪問看護の利用が12カ月を超える場合は介護予防訪問看護費から1回つき15単位減算となります。

※リハビリを1日2回を超えて（3回以上）行う場合には1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数となります。

※前年度の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超える場合は介護（予防）訪問看護費から1回つき8単位減算となります。

※感染症や災害時に継続的にサービス提供できる体制を構築する観点から、全介護サービスを対象に業務継続計画が未策定の場合、所定の単位数の-1/100単位減算となります。

※利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合、所定単位数の-1/100単位減算となります。

○サービスの加算料金（病状・条件等により加算されます）

加算項目	料金
初回加算Ⅰ（1月につき）	3,500円
初回加算Ⅱ（1月につき）	3,000円
特別管理加算（Ⅰ）（1月につき）	5,000円
特別管理加算（Ⅱ）（1月につき）	2,500円
緊急時（介護予防）訪問看護加算Ⅰ（1月につき）	6,000円
緊急時（介護予防）訪問看護加算Ⅱ（1月につき）	5,740円
ターミナルケア加算（死亡月）	25,000円
長時間（介護予防）訪問看護加算（1時間30分以上）	3,000円
複数名訪問加算Ⅰ（看護師等） 30分未満	2,540円
複数名訪問加算Ⅰ（看護師等） 30分以上	4,020円
複数名訪問加算Ⅱ（看護補助者） 30分未満	2,010円
複数名訪問加算Ⅱ（看護補助者） 30分以上	3,170円
退院時共同指導加算	6,000円
専門管理加算	2,500円
遠隔死亡診断補助加算	1,500円
口腔連携強化加算	500円
中山間加算	利用料金の5%
介護職員等処遇改善加算	総単位数(加算・減算含む)×1.8%

※初回加算は新規に（介護予防）訪問看護計画書を作成した利用者に対し、（介護予防）訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

※特別管理加算は厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態とは次のとおりです。

- ①在宅麻薬等注射指導管理、在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、膀胱留置カテーテルを使用している状態
- ②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態
- ③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

特別管理加算（Ⅰ）は①に、特別管理加算（Ⅱ）は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。

※緊急時（介護予防）訪問看護加算は、24時間対応できる体制を整備し、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に算定します。

※ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍、その他厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に算定します。

その他厚生労働大臣が定める状態にあるものは次のとおりです。

イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類ステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、多系統萎縮症（線状体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋委縮症、球脊髄性筋委縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※長時間（介護予防）訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える（介護予防）訪問看護を行った場合、（介護予防）訪問看護の所定サービス費（1時間以上1時間30分未満）に算定します。

※複数名訪問加算は、複数の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する）、又は看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に算定します。

※退院時共同指導加算は、入院中または入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指定訪問看護を行った場合に算定します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

※中山間加算は、中山間地域等に居住している利用者に対して通常の事業の実施地域を超えてサービスを行った場合に算定しています。算定する場合は(3)の交通費の負担はありません。

- ・上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、ご利用者様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、ご利用者様は1カ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

## (2) 医療保険利用料金

サービス提供内容	料金（下記料金の1～3割の額）
保健師、助産師又は看護師 訪問看護基本療養費Ⅰ（週3日目まで） （週4日目以降）	5,550円 6,550円
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 訪問看護基本療養費Ⅰ（週3日目まで） （週4日目以降）	5,550円
保健師、助産師又は看護師 訪問看護基本療養費Ⅱ（同一日に2人） （週3日目まで） （週4日目以降） 訪問看護基本療養費Ⅱ（同一日に3人以上9人以下） （週3日目まで） （週4日目以降）	5,550円 6,550円 2,780円 3,280円
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 訪問看護基本療法費Ⅱ（同一日に2人） （同一日に3人以上9人以下）	5,550円 2,780円
訪問看護基本療養費Ⅲ（入院中に1回）	8,500円
保健師、看護師、作業療法士 精神科訪問看護基本療養費Ⅰ（週3日目まで） （30分未満）（週4日目以降）	4,250円 5,100円
保健師、看護師、作業療法士 精神科訪問看護基本療養費Ⅰ（週3日目まで） （30分以上）（週4日目以降）	5,550円 6,550円
保健師、看護師、作業療法士（同一日に2人） 精神科訪問看護基本療養費Ⅲ（週3日目まで） （30分未満）（週4日目以降）	4,250円 5,100円
保健師、看護師、作業療法士（同一日に2人） 精神科訪問看護基本療養費Ⅲ（週3日目まで） （30分以上）（週4日目以降）	5,550円 6,550円
保健師、看護師、作業療法士（同一日に3人） 精神科訪問看護基本療養費Ⅲ（週3日目まで） （30分未満）（週4日目以降）	2,130円 2,550円
保健師、看護師、作業療法士（同一日に3人） 精神科訪問看護基本療養費Ⅲ（週3日目まで） （30分以上）（週4日目以降）	2,780円 3,280円
精神科訪問看護療養費Ⅳ（入院中に1回）	8,500円
訪問看護管理療養費（月の初日）	7,710円
訪問看護管理療養費Ⅰ（月の2日目以降）	3,010円
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケア に係る専門の研修を受けた看護師による場合	12,850円

○サービスの加算料金（病状・条件等により加算されます）

加算項目	料金（下記料金の1～3割の額）
24時間対応体制加算（月1回算定） ※24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合 ※上記以外の場合	6,800円 6,520円
特別管理加算Ⅰ（月につき）	5,000円
特別管理加算Ⅱ（月につき）	2,500円
情報提供療養費（月につき）	1,500円
難病等複数回訪問加算	1日2回訪問の場合 同一建物内1人又は2人 4,500円 3人以上9人以下 4,000円
	1日3回以上訪問の場合 同一建物内1人又は2人 8,000円 3人以上9人以下 (月20日目まで)7,200円 (月21日目以降)6,900円
精神科複数回訪問加算	1日2回訪問の場合 同一建物内1人又は2人 4,500円 3人以上9人以下 4,000円
	1日3回以上訪問の場合 同一建物内1人又は2人 8,000円 3人以上9人以下 (月20日目まで)7,200円 (月21日目まで)6,900円
長時間訪問看護加算（週1日まで）	5,200円
長時間精神科訪問看護加算（週1日まで）	5,200円
緊急訪問看護加算（1日につき） ※月14日目まで ※月15日目以降	2,650円 2,000円
	精神科緊急訪問看護加算（1日につき）
在宅患者連携指導加算（月1回まで）	3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 （月2回まで）	2,000円
退院支援指導加算 ※別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する際（1時間30分以上）	6,000円 ※8,400円
	退院時共同指導加算
特別管理指導加算	2,000円
訪問看護ターミナルケア療養費（死亡月）	25,000円

乳幼児加算（1日につき）	1,800円
※別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合 ※上記以外の場合	1,400円
訪問看護医療DX情報活用加算	50円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）（月1回）	1,830円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）（月1回）	
1、スコア 0を超える	30円
2、 15以上	60円
3、 25以上	90円
4、 35以上	120円
5、 45以上	150円
6、 55以上	180円
7、 65以上	210円
8、 75以上	240円
9、 85以上	270円
10、 95以上	300円
11、 125以上	330円
12、 175以上	360円
13、 225以上	390円
14、 275以上	420円
15、 325以上	450円
16、 375以上	480円
17、 425以上	510円
18、 475以上	530円
訪問看護物価対応料1（1日につき）	
月の初日の訪問の場合	60円
月の2日目以降の訪問の場合	20円

複数名訪問看護加算	看護師等の場合	同一建物内1人又は2人	4,500円
		3人以上9人以下	4,000円
	その他職員の場合	1日に1回	
		同一建物内1人又は2人	3,000円
		3人以上9人以下	2,700円
		1日に2回	
		同一建物内1人又は2人	6,000円
		3人以上9人以下	5,400円
		1日に3回以上	
		同一建物内1人又は2人	10,000円
		3人以上9人以下	9,000円
複数名精神科訪問看護加算	保健師、看護師、作業療法士の場合	1日に2回	
		同一建物内1人又は2人	4,500円
		3人以上9人以下	4,000円
		1日に3回以上	
		同一建物内1人又は2人	8,000円
		3人以上9人以下	
		(月20日目まで)	7,200円
		(月21日目まで)	6,900円
精神科重症患者支援管理連携加算 (精神科在宅患者支援管理料2のイ) (精神科在宅患者支援管理料2のロ)			8,400円
			5,800円
早朝加算(6時～8時) 夜間加算(18時～22時)	同一建物内1人又は2人		2,100円
		3人以上9人以下	
		(月15日目まで)	2,100円
		(月16日目以降)	1,900円
深夜加算(22時～6時)	同一建物内1人又は2人		4,200円
		3人以上9人以下	
		(月15日目まで)	4,200円
		(月16日目以降)	4,000円
専門管理加算(1月につき)			2,500円
訪問看護医療情報連携加算(月1回)			1,000円

○その他の費用

エンゼルケア(死後処置料)	10,000円
---------------	---------

(3) 交通費（自動車）

2の（4）通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要となります。

① 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道3キロメートル未満 無料

② 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道3キロメートル以上 100円

（3キロメートルを超えて、1キロメートルを増すごとに100円増）

(4) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、ご利用者様の負担となります。

(5) キャンセル料

ご利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。

ただし、ご利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の2日前までに連絡があった場合	無料
利用日の前日に連絡があった場合	無料
利用日の前日までに連絡がなかった場合	利用料自己負担部分の100%

(6) 利用料等のお支払方法

毎月、25日までに前月分の請求を致しますので、末日までに下記口座に振り込み送金してお支払して頂くか、自動引き落とし（E-NET）をさせていただきます。

伊予銀行 古川支店 普通預金 口座番号1560804

口座名義 カブシキガイシャアンバー マスト (株式会社AMBER MAST) ダイヒョウトリシマリヤク 代表取締役 フクニシヒロシ 福西裕史

※入金確認後、領収証を発行します。

## 5 事業所の特色等

### (1) 事業の目的

株式会社 AMBER MAST（以下「事業者」といいます。）が開設する訪問看護ステーション あかりば（以下「事業所」といいます。）が行う訪問看護事業、介護予防訪問看護事業（以下「事業」といいます。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」といいます。）に対し、事業所の保健師、看護師又は准看護師等（以下「看護職員等」といいます。）が、利用者の居宅において療養上の世話又は必要な診療の補助の適切な訪問看護、介護予防訪問看護（以下「サービス」といいます。）を提供することを目的とします。

### (2) 運営方針

事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

事業の実施に当たっては、要介護状態となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行います。事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

### (3) その他

事項	内容
(介護予防) 訪問看護計画書・報告書の作成及び事後評価	看護師がご利用様の直面している課題等を評価し、主治医の指示及びご利用様の希望を踏まえて、(介護予防) 訪問看護計画書・報告書を作成します。 また、サービス提供の目的の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載してご利用様に説明のうえ交付します。
職員研修	年3回、訪問看護実施研修を行っています。

## 6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 福西 裕史 ご利用時間 平日 8 : 30～17 : 30 ご利用方法 電話 ( 089-932-0401 ) 面接 (当事業所内)
-------------	---

円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・苦情があった場合は、直ちに管理者が相手方に連絡を取り、直接訪問するなどして詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認します。
- ・管理者が必要と判断した場合は、担当者と検討会議を行います。  
(検討会議を行わない場合も、必ず管理者まで処理結果を報告します)
- ・検討の結果、必ず翌日までには具体的な対応をします。
- ・記録を台帳(パソコンのデータベース)に保管し、再発予防に役立てます。
- ・苦情の記録は鍵付き書庫でサービスの完結した日から5年間保存します。

※上記の行政窓口でも相談ができます。

愛媛県国民健康保険団体連合会 (平日 8 : 30～17 : 15)	089-968-8700
松山市役所保健福祉部介護保険課 (平日 8 : 30～17 : 15)	089-948-6968
愛媛県福祉サービス運営適正化委員会 (平日 9 : 00～12 : 00、13 : 00～16 : 30)	089-998-3477

## 7 緊急時等における対応方法

- ・ サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかにご利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先 (ご家族等)、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者・介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等へ連絡をいたします。
- ・ ご利用者様に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。(訪問看護事業者総合補償制度で損害賠償契約を結んでおります。)

## 8 その他

- ・ 重要事項説明書の内容を十分ご理解の上、契約締結後にサービスが開始となります。
- ・ サービス当日の健康状態によりサービスの変更または中止する場合があります。
- ・ 職員への季節の贈り物やお祝い等、金品のお心遣いはご遠慮しておりますので予めご了承ください。
- ・ (介護予防) 訪問看護サービスのキャンセルにつきましては利用予定日の前日までにご連絡ください。

## 9 お客様へのお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者または介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。

1 0 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士のみが訪問看護を提供している場合  
法令により理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護職員の代わりに看護業務の一環としてリハビリテーションを中心としたものである為、利用開始時と利用者の状態変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問（概ね3カ月に1回程度）により利用者の状態について適切に評価を行い、（介護予防）訪問看護計画書及び（介護予防）訪問看護報告書を作成致します。

### 1 1 虐待の防止について

- ・事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じます。
- ・虐待の防止に係る対策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知します。
- ・虐待の防止のための指針を整備します。
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ・前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- ・事業者は、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等利用者を現に擁護するも者)による虐待をうけたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

### 1 2 秘密保持等

- ・利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- ・従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- ・事業者は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- ・事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ます。

### 1.3 事故発生時の対応

事業者は、サービスの提供により利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

### 1.4 記録について

事業者は、サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

### 1.5 社会情勢及び天災について

- ・社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業所の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。
- ・社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業所の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を事業所は負わないものとします。